

タイトル	ヨーロッパが知りたい(翻訳)(その2)
著者	中村, 寿司
引用	北海学園大学学園論集, 119: 133-176
発行日	2004-03-25

ヨーロッパが知りたい (翻訳)

(その2)

中 村 寿 司

目 次

- h) EU は、環境保護政策を率先して展開するか？
- i) EU 内における青少年の地位はどのようなか？
- j) EU の対外政策により、人は何を理解するか？
- 3) EU の第2の柱と関連する「共通外交・安全保障政策」(PESC)は何に基づくか？
 - a) 共通外交・安全保障政策は、何をするため？
 - b) EU の外交は、何を代表するか？
 - c) 「欧州共同防衛」の考えは、どのように進展したか？
 - d) なぜ、自立した「欧州安全保障・防衛政策」(PESD)なのか？
 - e) 誰が共通外交・安全保障政策(PESC)を代表し、政策は、どのように機能するか？
- 4) EU の第3の柱と関連する司法・内務協力(JAI)は、何に基づくか？
 - a) 司法・内務協力は、どのようにして生まれたか？
 - b) 人の自由移動は、どのような問題をもたらすか？
 - c) アムステルダム条約により、どのような改革が取り入れられたか？
 - d) アムステルダム条約以降、司法・内務協力の分野において達成された主要な前進とは何か？
 - e) 司法・内務協力は、どのように機能するか？

第6章 欧州連合は拡大する

- 1) なぜ、EU は拡大するのか？
- 2) 拡大は、EU にどのような利益をもたらすことができるか？
- 3) 誰がEU のメンバーになれるか？
- 4) 候補国はどこか？
- 5) 拡大のプロセスは、何に基づくか？
 - a) 欧州協議会の目的は何か？

- b) 加盟手続きの4つの段階とは何か？
- 6) 候補国は、いつ EU に加わるか？
- 7) 機関は、どのように機能するか？
- 8) なぜ、EU は、トルコとの加盟交渉を開始しないのか？

第7章 グローバリゼーションと向き合う欧州

- 1) グローバリゼーションとは何か、そして、その結果は？
- 2) 欧州連合の役割とは何か？
 - a) 開発援助
 - b) 欧州的価値と人権の保護
 - c) 通商
 - d) 環境

第8章 ベルギー議長職の結果

- 1) EU は、将来、どのような進展を遂げるか？
- 2) 2001年7月1日から12月31日までのベルギー議長職の役割は何だったか？
- 3) ラーケン宣言、宣言により設立されたコンベンションの目標とは何か？
 - a) 誰がコンベンションを構成するのか？
 - b) コンベンションが検討する問題とは何か？

キーワード (訳省略)

略語 (訳省略)

(付録1) 欧州連合基本権憲章 (試訳)

(付録2) 欧州連合の将来に関するラーケン宣言 (試訳)

h) EU は、環境保護政策を率先して展開するか？

A. 共同体の環境保護活動とは何か？

毎年、EU加盟国は、20億トン近くの廃棄物を排出している。欧州モデルが、天然資源の消尽と環境の悪化に基づくことは許されないと判断し、国際社会は、環境政策を整備した。それは、環境の質を保存し、保護し、改善すると共に、人々の健康を守り、天然資源の利用を慎重に行うことを狙いとしている。

1972 年以降、5 つの行動計画と 200 以上の法的措置により、最低規準が導入された。

B. EU により実施された環境保護手段とは何か？

- ・財政的手段：ライフ (Life) 計画
- ・技術的手段：エコラベル、環境管理と監査の共同体システム、環境に関する公共および民間計画の評価システム。
- ・欧州環境庁：欧州環境庁は、環境関連の情報を収集し、新たな措置を採択する際、次第に決定力を強めつつある意見を表明する。

今日、EU は、これらの手段の多様化に努め、環境税に訴えることにより、「汚染者負担」(le pollueur paie) の原則にいつそう依拠するようになっている。

C. EU は、いかにして大気汚染と余剰廃棄物に対して戦うか？

大気の質の改善は、世界的規模の優先課題である。国連枠組み条約 (1992)^(註1) および京都議定書 (1997) を採択した EU は、2008-2012 年の間に、温室効果ガスの排出を 1990 年レベルで少なくとも 5% 削減することを約束した。この目標は、運輸、エネルギー、工業および農業部門と関連する。ブエノス・アイレス国際会議 (1998) の後、共同体は、包括的気候政策を慎重に作成した。

余剰廃棄物に関する欧州政策は、以下の 3 つの戦略に基づいている。

- ・製品設計の改善により廃棄物の創出を予防すること
- ・廃棄物のリサイクルと再利用を推進すること
- ・廃棄物の焼却により惹き起こされる汚染を削減すること

i) EU 内における青少年の地位はどのようなか？

教育、職業訓練および青少年に対する支援は、委員会の 3 大優先分野である。というのは、それらは、欧州の青少年が彼らの資格、創造力ならびに柔軟な適応力を発達させることを可能にするからである。この精神に基づいて、委員会は、数年前、語学学習ならびに学生と教師の移動の重要性に関する白書と緑書を採択した。

EU は、青少年のためにどのような計画を準備しているか？

欧州は、学生の移動と交換を促進する一連の計画を提案している。

- ・地方あるいは少数民族言語と文化のための共同体行動：地方あるいは少数民族言語と文化の地位向上および保護のための計画。
- ・セカンドチャンス校：セカンドチャンス校の実験計画の実施に向けた機関リストの作成活動。
- ・結合イニシアティブ (Initiatives Connect)：協働作用を創出し、青少年のための共同体計画と第5次枠組み計画との結びつき強化に向けたイニシアティブ。
- ・青少年：加盟国と第三国との交換に基づく、青少年の分野における協力のための共同体活動計画。
- ・レオナルド・ダ・ヴィンチ：この計画は、職業訓練の国内システムの改善と自己革新および生涯学習の奨励により、職業訓練へのアクセスを促進する。
- ・ユーロパス (EUROPASSE)：この協定は、他の加盟国において、ある期間の職業訓練を行うことを可能にする。
- ・欧州青少年代表議会：生徒に欧州市民権に対する準備をさせるイニシアティブの、地方、地域、欧州における業務範囲の拡大活動。
- ・青少年サルト (SALTO-JEUNESSE)：青少年計画の枠内において実施される諸計画の質を向上させるための実地研修。
- ・欧州ボランティア：ボランティアの青少年が、自国外において一般的な関心の仕事に従事することを可能にする計画。
- ・ソクラテス (SOCRATES)：この計画は、大学レベル (エラスムス (Erasmus) 計画) ならびに学校レベル (コメニウス (Comenius) 計画) における学生の移動と教育機関相互の協力、さらに語学学習 (リングア (Lingua) 計画) を促進する。さらに、ソクラテス計画は、免状の承認 (ナリック (Naric)・ネットワーク)、教育分野における情報 (エウリュディケ (Eur- ydice))、および教育分野における決定機関の体験交流 (アリオン (Arion)) に向けたネットワークの発達を強化する。
- ・欧州統合を目的とする諸活動の支援：欧州統合プロセスに関する議論、反省および知識を促

進するためのイニシアティブに対する支援。

・ **青少年の国際的非政府組織に対する支援**

- ・ **テンプス (Tempus) III** : ソビエト連邦の新独立国家 (NEI), モンゴルおよび EU 加盟国間の高等教育に関する欧州横断協力計画。
- ・ **EU/カナダおよび EU/アメリカ合衆国** : 高等教育および職業訓練のための協力。青少年および教師の交換を対象とする。
- ・ **EU/ラテンアメリカ** : 共同体計画 ALFA は, ラテンアメリカにおける高等教育を支援し, 欧州とラテンアメリカ諸国間, 同じくラテンアメリカ諸国間の第 2 期, 第 3 期課程の学生向け交換事業を組織する。

この件に関し, 更に情報を希望する者は, ユーロデスク庁 (Agence Eurodesk) (www.eurodesk.org) あるいは, 本件に関する EU 代表者まで問い合わせること。

- ・ フランドル共同体 : JINT vzw, 02/209.07.20, e-mail: jint@jint.be
- ・ フランス共同体 : 国際青少年局, 02/219.09.06, e-mail: eurodesk.bj@cfwb.be
- ・ ドイツ共同体 : Infoladen & Infotreff, 0080/28.00.20, e-mail: infoladen@rdj.be

j) **EU の対外政策により, 人は何を理解するか?**

EU の対外政策は, 一方で, 域外の経済関係と (共同体方式による) EU の第 1 の柱の発展を, 他方で, 共通外交・安全保障政策 (PESC), 欧州の外交と安全保障を受け持つ (政府間方式による) EU の第 2 の柱を含む。

第 1 の柱の対外関係については, 理事会により締結される対外協定の交渉を委員会が行う。委員会は, 第 1 の柱から派生する 6 つの**対外政策業務**を担当する。

A. 委員会の対外政策は何からなるか?

- ・ 通商 (前稿, 第 5 章 2) b) 参照)
- ・ 拡大 (p.147 参照)
- ・ 対外関係 (以下参照)
- ・ 開発 (p.140 参照)
- ・ 人道援助局 — ECHO (p.141 参照)

・欧州援助 ― 協力局 (p.142 参照)

B. 対外関係業務は、どのような地域に向けられるか？

1. 中東欧諸国

1989年の共産主義の失墜以降、EUと旧共産主義体制諸国との関係は、著しく進展した。EUは、一方で、それら諸国と連合協定を結ぶと共に、他方では、中東欧諸国を将来のEU加盟可能国として承認した。

2. 旧ソビエト連邦の「新独立国家」(NEI)

1988年のソビエト連邦との公式関係樹立後すぐに、EUは、特にゴルバチョフ大統領により着手された和平プロセスを支援するため、中欧主要国との経済関係を正常化した。

1992年、パートナーシップ (partenariat) および協力協定が、12の新独立国家 (NEI) のうち10カ国と締結された。トルクメニスタンとタジキスタンは除外された。

同様に、EUは、ロシアとのパートナーシップならびに協力協定を維持している。

欧州計画 TACIS は、新独立国家の民主化、法の支配ならびに市場経済への移行を奨励し、移行は、技術援助、専門知識の移転および諸計画に対する共同出資により行われる。

3. 欧州 ― 地中海パートナーシップ

1995年の「バルセロナ会議」での欧州 ― 地中海パートナーシップの開始に際して、EUは、12の地中海諸国に対する経済、通商および政治上の国際関係の新戦略を整備した。それらの国々とは、アルジェリア、キプロス、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、マルタ、モロッコ、シリア、チュニジア、トルコおよびパレスチナ当局である。

パートナーシップは、3つの目標を有する。すなわち、政治的安定と民主主義の支持、自由貿易圏の創出、そして社会、文化および人道分野における協力である。

MEDA計画は、パートナー国の発展を財政的に支援することを可能にする手段である。

4. 合衆国およびカナダ

「大西洋横断新アジェンダ」(Nouvel Agenda transatlantique) は、EUと合衆国間の政治および通商上の強力を強化する。このアジェンダは、平和と民主主義を推進し、世界貿易を刺激する

ことを狙いとする。

カナダが、新大西洋横断戦略に含まれるようになった。

5. ラテンアメリカ

開発援助を別にして、EU は、「戦略的パートナーシップ」(partenariat stratégique)を通してラテンアメリカと緊密な関係を結んでおり、それは、政治対話の強化、経済交流の自由化、そして文化、教育および科学に関する協力の創始を目的としている。同様に、EU は、(大陸規模におよぶ政治協議の主要組織) リオ・グループ (Groupe de Rio) との関係を正式に定め、中米諸国の参加する「サン・ホセ対話」(Dialogue de San José) を毎年実施している。

さらに、EU は、1995 年に (世界第 4 位の経済グループ) メルコスール (Mercosur) との間に、1997 年にはメキシコとの間に、将来、自由貿易圏へと到達すべき協定を締結した。

6. 湾岸諸国

EU および湾岸協力会議(アラブ首長国連邦、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェート) 間の協力協定発効後、両組織の代表が、毎年、経済ならびに技術分野における関係を強化し、地域の安定を促進するための会談を行っている。

7. アジア

- ・ 1991 年、EU と日本は、経済、政治分野における具体的な協力によって明らかとなる共同宣言を採択した。この宣言は、同じく、共通価値の保護に関する 1 章を含んでいる。
- ・ 天安門広場における虐殺から約 10 年後、—— 中国との架け橋を断っていた —— EU は、中国との包括的パートナーシップを再開した。それは、特に人権に関する政治対話を強化し、中国を世界経済の中に組み入れることを目的としている。
- ・ EU は、財政ならびに技術援助、同じく経済協力の方法により、SAARC(南アジア諸国連合) 地域の発展に参加している。

ASEAN (東南アジア諸国連合) は、EU の対アジア新戦略の枠組みにおいて、重要な役割を与えられた。1996 年の欧州 —— アジアサミット (ASEM) 以来、経済、政治関係は著しく進展した。

8. オセアニア

EU は、オーストラリアおよびニュージーランドとの間に、重要な歴史的経済関係を維持している。この地域の増大する役割に鑑み、EU は、安定した通商関係を保ち、相互協力を深めることを

希望している。

9. アフリカ

欧州連合議長職の枠内において、ベルギーは、EUとアフリカ全土、特にグラン・ラック地域 (Région des Grands Lacs)^(註2)とのパートナーシップ強化の重要性を強調するため、積極的な姿勢を示した。カイロのアフリカ-欧州サミットにおける結論の具体化に着手するため、ブリュッセルで欧州—アフリカ閣僚会議が開催された。会議を通じて、2大陸の首脳が、「21世紀のためのアフリカと欧州の包括的パートナーシップ新戦略軸」(une nouvelle dimension stratégique au partenariat global entre l'Afrique et l'EU pour le XXIème siècle)を定めることを約束した。アフリカ諸国の対外債務、地域協力と統合、紛争予防、人権、食品の安全、エイズ撲滅および環境の分野における活動計画につき、意見の一致をみた。

紛争の予防ならびに解決、人権および民主主義は、ベルギー政府の目には極めて重要に思われる。ベルギー国外務大臣は、その地域、特にコンゴにおける平和回復の試みを推進するため、数次にわたり中央アフリカへ使節団を導いた。「アフリカの発展のための新パートナーシップ」(New Partnership for Africa's Development)に謳われている、平和、安定および民主主義をめぐるアフリカの現在の前進願望は、その挑戦が困難であることを示している。しかし、それは、すでに欧州とアフリカとの間に存在する、開発と協力の努力に対する確かで新たな展望ももたらしている。

C. 開発業務の目標とは何か？

協力援助は、1993年に独立の共同体政策となった。それは、加盟国に対し、開発政策を調整し、第三国および所轄の国際機関と協力し、欧州協力政策の以下の4つの目標を考慮するよう義務を課す。

- ・発展途上国 (PED) の持続可能な経済的および社会的発展を刺激すること
- ・発展途上国の世界経済への統合を刺激すること
- ・発展途上国における貧困を減少させること
- ・発展途上国における民主主義、法の支配、人権ならびに基本的自由の尊重を強化すること

D. 開発援助の枠内で締結される協定とは何か？

約40年来、EUは、第三世界に位置する多くの国々との間で開発援助政策を展開している。従って、「南北パートナーシップ」(partenariat Nord-Sud)とは、EUと第三世界あるいは発展途上国との関係のことを表す。

EU は、第三世界に対する公的援助の世界第一の提供者であり、しばしば発展途上国の筆頭通商パートナーである。それらの公的援助は、あるいは幾つの特権を授ける地域協定を通して、あるいは世界レベルの活動を通して配分される。

1. 地域協定は、以下のものを対象とする。

- ロメ協定 (Convention de Lomé) を経由するアフリカ、カリブ、太平洋諸国 (ACP)
- 連合協定を經由する地中海地域諸国(より正確には、アルジェリア、チュニジア、モロッコ、エジプト、ヨルダン、シリアおよびレバノン)

2. 世界レベルの活動は、以下のものを対象とする。

- 開発援助計画、通商協定、あるいは一般的な優遇システムを經由するラテンアメリカおよびアジア諸国
- 人道支援、飢餓撲滅運動のための特別基金を經由する世界の国々

E. なぜロメ協定は、最も重要であるのか？

EU とアフリカ、カリブ、太平洋諸国 (ACP) との間には、数 10 年来、協力協定が存在し、見直しのつど、その規模と対象国が拡大してきた。

この種の初期の 2 つの協定、(カメルーン的首都) ヤウンデ協定 (accords Yaoundé) I および II は、1963-1974 年間に遡り、特に旧フランス語圏植民地を対象としていた。1975 年、協定の 2 度目の見直しは、(トーゴの首都) 第 1 ロメ協定 (Convention de Lomé) を誕生させ、それはロメ I と呼ばれている。以来、協定のさまざまな見直しは、ローマ数字による番号付けをもたらした。「コトヌ協定」(Accord de Cotonou) とも呼ばれている「ロメ V」を誕生させた最新の見直しは、2000-2010 年間に有効であり、農鉱業生産を主要な富とする ACP (アフリカ、カリブ、太平洋諸国) 71 カ国と関係を有している。ロメ協定は、それら ACP 70 カ国の産業の発展と、天然資源の有効利用に貢献している。協定は、パートナーシップ、関係の契約性、長期的展望、最後に、援助を通商ならびに政治と結合させるシステムなどの原則に依拠している。同様に、互いのパートナーは平等であり、それぞれが独自政策に対する決定権を有する。とはいえ、もし人権、民主主義の原則および法体系が守られない場合には、EU は、自らの割り当てを撤廃することができる。

F. 人道援助局の役割とは何か？

これらの計画を円滑に展開するため、開発局は、人道援助局 (ECHO) と緊密に協力し合う。

1992年に創設された人道援助局は、EU域外での大規模な自然災害、あるいは紛争の犠牲者に対し、緊急援助と救済を提供する任務を負う。この援助は、人種、宗教あるいは政治的意見の区別なく、困窮している民衆に直接差し向けられる。人道局を通して、EUは、国際的人道活動における自らの存在を明確に示す意思を表明する。

G. 欧州援助局の役割とは何か？

欧州援助——協力局 (Office de coopération EuropeAid) は、2001年1月1日、共同体の対外援助管理の改革フレームの中で誕生したばかりである。それは、対外関係局および開発援助局により立案される計画の実現を保証する、(プログラム、計画の資金調達評価等の)「活動サイクル」全ての局面における責任を負う。

3) EUの第2の柱と関連する「共通外交・安全保障政策」(PESC)は何に基づくか？

a) 共通外交・安全保障政策は、何をするため？

欧州建設の全行程を通じて、EUは、他の世界との強い経済的結びつきを発展させてきた。ところで、EUの国際舞台における政治的影響力は、その通商および経済的影響力と同等であろうか？ 答は……曖昧なままである。

例えば、EUは、中東の和平プロセスに対する筆頭出資者であるが、中東は、合衆国に支配されたままである。

紛争の政治的管理により強く関与することを決断し、EUは、「欧州安全防衛政策」(PESD)の発展を内を含む、「共通外交・安全保障政策」(PESC)を自ら保有することを決定した。

1992年のマーストリヒト条約により策定され、1997年のアムステルダム条約により改定されたPESCは、15カ国が、国際舞台において声をひとつにして話すことを可能にするものでなければならない。それは、本来の意味での外交政策においても、共通安全・防衛政策においても同様である。

現在、PESCは、欧州および国際の安全保障を強化すること、共通価値の保護と平和維持を監視すること、さらに民主主義、法の支配および国際協力を促進することをその使命としている。

b) EUの外交は、何を代表するか？

加盟国の外交政策は、勿論、共通外交・安全保障政策(PESC)の創始に伴って姿を消したわけではない。しかしながら、15カ国が、幾つかの国際問題に関して理解し合うことはあり得る。こ

うして PESC は、EU 加盟国が各々の視点を調整し、国際機関において声をひとつにして話し、行動を共にすることを可能にする。

今日、EU は、160 カ国以上との外交関係を維持している。

c) 「欧州共同防衛」の考えは、どのように進展したか？

フランスは、1952 年に**欧州防衛共同体** (Communauté européenne de défense) 創設の提案を行い、欧州防衛に関する初期の計画を早くから世に問うていた。それは、決して達成されることのない計画であった。というのは、歴史の皮肉ながら、その計画の承認を拒んだのは、他ならぬフランス国民議会自身であったからである。

他方、1948 年には、**西欧同盟** (UEO) が誕生した。それは、欧州の集団防衛安全保障機構であり、かつての敵対国 (ドイツ、イタリア) に次いで EU の大多数の国々に拡大される前は、ベネルクス諸国、イギリス、フランスが同盟に参集していた。

1992 年、マーストリヒト条約が、40 年の歳月を要して初めて、期限を限った共通安全・防衛政策を含む PESC について語る。これと関連し、ペータースベルク宣言 (Déclaration de Petersberg) が、領土防衛のための軍事的連帯の義務に加え、3 つの任務を西欧同盟に与えた。

ペータースベルク宣言において、西欧同盟加盟国は、以下の任務のために、部隊を EU の手に委ねる用意のあることを宣言している。

- ・人道的あるいは所属民の避難に関する任務
- ・平和維持に関する任務
- ・平和復興活動を含む、危機管理のための戦闘部隊としての任務

ここ数年、事態は大きく変化している。マーストリヒト首脳会談以降、「**欧州安全保障政策**」(PESD) は、先ず西欧同盟を通して、次いで、厳密に EU の枠内で取り上げられた。今日、PESD は、NATO および西欧同盟において交わされた集団防衛の取り決めを尊重しつつ、いわゆるペータースベルクの任務を円滑に遂行できる軍隊の整備を行うことから成っている。

d) なぜ、自立した「欧州安全保障・防衛政策」(PESD) なのか？

数年来、東方 (ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ……) の増大する不安定さに直面してきた EU は、アメリカの力の助けなしには、欧州の紛争に介入することはできないことを理解した。

現行の欧州防衛政策の基礎を築いたのは仏—英組 (couple franco-britannique) である。1998年の仏英サン・マロ (Saint-Malo) 首脳会談の後、さまざまな出来事があい次いで起きた。ヘルシンキ (Helsinki) 欧州理事会が、1999年12月、共通安全・防衛計画のための決定機構の創設を表明し、ケルン (Cologne) 欧州理事会が、1999年6月4日、EUに「欧州安全・防衛政策」(PESD)を備える決定を下した。それは丁度、前ユーゴスラビア連邦共和国大統領、ミロセヴィッチが、コソボからの武力の引き上げに同意した日のことであった。

幾つかの具体的目標が定められたが、その第1は「緊急対応部隊」(FAR)の設置であり、それは、2003年には全軍が実戦配備される予定の、約6万人からなる欧州戦闘部隊である。緊急対応部隊は、あるいは独自に、あるいはNATOの装備と能力の助けを求めながら活動する予定である。

NATOと合衆国は、欧州安全・防衛政策 (PESD) を好意的に見ている。しかしそれには、EUが、加盟国とNATOとの関係を尊重し、EU加盟国とEUに加わらないNATOメンバーとを区別しないこと、更には、NATOの機関と重複するような機関を新たに設けないこと、という条件が存する。

e) 誰が共通外交・安全保障政策 (PESC) を代表し、政策は、どのように機能するか？

2人の重要な人物が、共通外交・安全保障政策を外国に対して代表する。EU共通外交・安全保障政策 (PESC) 上級代表、あるいはムッシューPESC (前NATO事務総長の) ハビエル・ソラナ氏と、EU議長国外務大臣、現在はスペインの大臣、ホセプ・ピケ・イ・カンブス氏である。共同体対外関係担当、現在はクリス・パッテン氏が、しばしば両者に付き添う。

国際関係に関わる問題は微妙な性格を有するので、決定権は大部分加盟国に属し、加盟国は、この分野においては**政府間方式**に従う。第1の柱とは反対に、共通外交・安全保障政策に関する決定は、**規則** (règlements) あるいは**指令** (directives) ではない。EUの第2の柱は、その固有の手段 (instruments) を行使する。

- ・ **共通戦略** (stratégies communes) : 共通戦略は、15カ国が共通の利害を有する分野に適用される。これまでに4件が存する。より正確には、ロシア、ウクライナ、地中海地域およびバルカン諸国を対象とするものである。
- ・ **共同行動** (actions communes) : 共同行動は、共通戦略を実施する際、EUの作戦行動のために採択される。
- ・ **共通の立場** (positions communes) : 共通の立場は、個別のテーマに関するEUの立場を明

確にするものである。

- ・ **組織的協力** (coopération systématique) : 諸国は、相互に情報を交換し合い、共通外交・安全保障政策に関する全ての問題につき協議する義務を負う。

共通外交・安全保障政策の全体的な方向を定める欧州理事会は、共通戦略を全会一致で決定する。

一般理事会 (CAG) は、「共通外交・安全保障政策問題」を扱う 15 名の外務大臣を招集する閣僚理事会である。この理事会は、欧州理事会に対して共通戦略を勧告し、同じく共通の立場、あるいは共同行動を採択することにより、戦略を実施する任務を負う。実施は、特定多数決により決定される。

EU 理事会事務総長は、同じく EU 共通外交・安全保障政策 (PESC) 上級代表、すなわちハビエル・ソラナ氏である。同氏は、PESC の全ての関連書類を監視、分析および評価することを任務とする「政策立案および緊急警戒部隊」に補佐される。

EU 議長職を務める国は、共通外交・安全保障政策の枠内で下された決定の実施を保証し、必要な推進力を与える。

共同体機関に関しては、その役割は、EU の第 2 の柱に制限される。委員会は、共通外交・安全保障政策 (PESC) の分野で実施される業務に関与するが、独占的発議権は有さない。委員長と委員会は、欧州議会に定期的に報告を行う義務を負い、今度は、議会が、欧州理事会に対し勧告を行う。

4) EU の第 3 の柱と関連する司法・内務協力 (JAI) は、何に基づくか？

a) 司法・内務協力は、どのようにして生まれたか？

司法および警察当局は、本質的に国内的性格を保持するので、EU の基本的 4 つの自由の漸進的実現には、警察上の安全と司法の調和を伴わなければならなかった。

その結果、マーストリヒト条約は、司法・内務 (JAI) 面での協力と関わる第 3 の柱を創設した。柱は、さまざまな分野において、15 カ国の司法省ならびに内務省を接近させた。

司法に関しては、民事および刑事のレベルにおいて、協力が強化された。最初の場合、協力は、特に判決の相互承認と関係し、第 2 の場合は、身柄の引渡しおよび司法共助と関係する。

税関当局は、麻薬、武器、危険性廃棄物および核物質の不正取引に対して共に闘う。次に、警察組織は、**欧州警察局**（ユーロポール）を通じ、以下の分野における協力を行う。すなわち、テロリズム、国際的組織犯罪、麻薬取引、人身売買、贋金造りおよびマネー・ロンダリング。

注意。これらを混同してはならない。

- ・ユーロポール (Europol), 欧州警察局, 1999年7月1日より実務を開始。
- ・インターポール (Interpol), 国際刑事警察機構

b) 人の自由移動は、どのような問題をもたらすか？

シェンゲンランド (Espace Schengen) の枠内で徐々に取り組まれた、人の自由移動の導入は、各国の国内における安全と関係する大きな問題を生じさせた。

EU 域内の国境除去に伴い、加盟国は、人の入国および身元検査のための重要な国内手段を禁じなければならなくなった。実際、それらの検査は、EU の域外国境へと場所を移された。このことは、警察、税関および移民に関する当局間の緊密な協力を誕生させた。これら全ては、同じく 15 カ国が、移民と庇護の重要問題に関する政策を調整する方向へと導いた。

c) アムステルダム条約により、どのような改革が取り入れられたか？

EU が、あらゆる種類の不正取引の空間となることを嫌い、アムステルダム条約は、1997 年に「自由、安全、司法領域」(Espace de liberté, de sécurité et de justice) を創出した。その目的は？ 人の自由移動を阻害することなく、より効果的に組織犯罪ならびに不正行為を防止することである。**タンペレ** (Tampere) **欧州理事会** (フィンランド, 1999年12月) において、15カ国は、来る5年の内に、この新たな欧州空間の建築を行うこととなる司法・内務計画を採択した。

同様に、アムステルダム条約は、ビザ、庇護および移住政策の共同体化を想定している。これらの事柄は、従って、EU の第1の柱へと移される。刑事上の警察および司法協力は、第3の柱に属したままである。

d) アムステルダム条約以降、司法・内務協力の分野において達成された主要な前進とは何か？

ビザ、庇護および移住政策に関する主要な実現項目は以下の通りである。

- ・シェンゲン・アキの EU 枠内への組み入れ
- ・難民のための欧州基金の創設

- ・ 国外亡命者の大量移入の際の一時的保護に関する指令の採択
- ・ EU加盟国の域外国境を越えるためのビザを義務化された所属民を有する第三国リストの作成

刑事上の司法協力に関して

- ・ 刑事上の司法決定の相互承認を伴う、EU加盟国間の欧州逮捕令状および身柄引渡し手続きに関する枠組み決定の採択。
- ・ テロリズムの定義に関する枠組み決定の採択。

e) 司法・内務協力は、どのように機能するか？

共通外交・安全保障政策（PESC）の分野におけると同様、欧州理事会が、司法・内務の優先性を説き、議長国が、それに必要な推進力を与える。閣僚理事会は、委員会提案か加盟国の発議を受け、欧州議会に諮った後、全会一致で決定を下す。5年の暫定期間の後、委員会は独占的発議権を享有し、閣僚理事会が、この件への**共同決定**手続きの適用を可能にする決定を行う。

第3の柱と関連し、4つの手段（instruments）が存在する。

- ・ **共通の立場**（positions communes）：これは、EUの立場を明確にする。
- ・ **枠組み決定および決定**（décisions-cadres et décisions）：これらは、到達すべき結果について加盟国を拘束するが、方法の選択については自由に任せる。
- ・ **協定**（conventions）：これは、閣僚理事会によって勧告され、一度、少なくとも加盟国の半数により採択されると発効する。
- ・ **決議、勧告、宣言あるいは結論**（résolutions, recommandations, déclarations ou conclusions）：これらは、政治的意思を明らかにするが、加盟国を拘束することはない。

第6章 欧州連合は拡大する

1) なぜ、EUは拡大するのか？

1997年に公表されたアジェンダ2000において、委員会は、EUが自己改革によって深化し、中東欧諸国（PECO）を迎えることにより、みずから拡大する使命を負うと明確に述べている。

1997年、欧州委員会により採択されたアジェンダ2000は、以下のことを対象とする活動計画である。

- ・EUの内部機能(共通農業政策(PAC)と経済および社会的結束政策の改革)ならびに2000-2006年期的新財政枠組み
- ・加盟のためのパートナーシップを含む加盟前(pre-adhésion)戦略
- ・拡大の結果がEUの政策に及ぼす影響調査

2) 拡大は、EUにどのような利益をもたらすことができるか？

拡大は、特に中東欧諸国に将来展望を与えることにより、欧州の安定を保障するであろう。拡大は、重要な世界政治の争点におけるEUの影響力の増大を可能にし、経済成長を刺激する。単一市場は、3億7千300万人から4億3千600万人の消費者へと移行する！

3) 誰がEUのメンバーになれるか？

欧州の全ての国が、EUのメンバーになることを要求できる。加盟候補国が閣僚理事会に申請すると、理事会は、委員会に諮問した後、議会(PE)の意見の一致を得て、全会一致で決定する。

4) 候補国はどこか？

現在、13カ国が、EU統合への立候補を表明している。

1997年12月、ルクセンブルク(Luxembourg)欧州理事会は、6カ国との交渉開始を決定した：キプロス、エストニア、ハンガリー、ポーランド、チェコ共和国およびスロベニア。これら6カ国が、候補国「第1陣」を構成している。

次に、EUは、「第2陣」諸国との交渉を開始した：ブルガリア、ラトビア、リトアニア、ルーマニアおよびスロバキア。1999年12月、欧州理事会は、同じくトルコを候補国リストに加えたが、同国との加盟交渉の開始日程については定められていない。

5) 拡大のプロセスは、何に基づくか？

拡大のプロセスは、2つの要因に基づく。

- ・欧州協議会(Conférence européenne)
- ・加盟手続き(procédure d'adhésion)

a) 欧州協議会の目的は何か？

それは、加盟国と加盟候補国が、共通の利害、司法・内務、経済および地域協力に関して議論できる他国間フォーラムの実施である。

b) 加盟手続きの4つの段階とは何か？

A. 加盟前 — 戦略は、以下のものを含む。

- ・ 欧州協定 (accords européens) : この連合協定は、欧州の価値の尊重に関して提携した国の加盟に備える。
- ・ 加盟のためのパートナーシップ (partenariats pour l'adhésion) : これは、加盟に向けた国内準備計画を作成し、候補各国に対し、従うべき優先事項を定める。
- ・ 加盟前 — 援助の2つの形態 (2 formes d'aide de pré-adhésion) :
 - 経済再建援助計画 (PHARE) は、候補国の行政および司法システムを調整し、インフラを発達させる目的の計画に対する出資を行う。
 - SAPARD および ISPA 計画は、農業とインフラに関する援助を提供する。

B. 加盟交渉

厳密な意味での交渉は、候補国が、以下のコペンハーゲン (Copenhagen) の4つの基準を満たした時に開始可能となる。

- ・ 民主主義、法の優位、人権、少数民族の尊重を保障する安定した制度を確立すること
- ・ 持続性のある市場経済を整備すること
- ・ EU の多様な政治的、経済的および通貨上の合目的性 (finalité) に同意すること
- ・ 漸進的で調和ある統合条件を創出するため、候補国の行政機構を適合させること

C. アキ・コムノテールの「適格審査」

委員会の専門委員は、候補各国のアキ・コムノテール (acquis communautaire) の状況につき定期的評価を行う。それは、専門委員が加盟に必要な技術的適合を速やかに明らかにすることを可能にする。

アキ・コムノテールにより、人々は、加盟国を拘束する諸権利と義務の共通の土台、ならびに EU の目標を理解する。候補国は、EU に加盟する前に、このアキを受け入れなければならない。

D. 定例報告

委員会は、閣僚理事会に対し、候補各国の進捗状況を知らせるため、定期的に報告書を提出する。その後、理事会が、交渉を続行するか再指導するかを決定する。

6) 候補国は、いつ EU に加わるか？

交渉は、候補各国の功績および準備と進捗の度合いに応じて行われる。従って、EU は、新メン

バー受け入れの準備が整う時期の決定について、その権利を留保する。

2004年に予定されている欧州議会選挙に参加できるよう、幾つかの候補国が、2004年早々にメンバーになる可能性は高い。

7) 機関は、どのように機能するか?

第4章において、機関の現行の機能システムと、拡大後に優位になるシステムとの比較を行うことができる。

8) なぜ、EUは、トルコとの加盟交渉を開始しないのか?

トルコは、まだEUとの加盟交渉の段階に到っていない唯一の候補国である。1987年以来の候補国であるが、この国は、交渉の検討を可能にするような政治的および経済的条件をいまだ満たしていない。EUは、その結果、加盟のためのパートナーシップを継続している。

他の候補諸国と異なり、トルコは、人権の分野において更に努力をしなければならない。最近、トルコは、人権の保護に関する幾つもの国際協定を締結した。しかし、民主主義と法の支配を保障するのに必要な改革を実行し続けなければならない。

一方で、2001年3月、トルコは、— EU加盟を目指し — 思想と表現の自由、刑務所における生活条件および拷問防止運動を向上させるため、憲法修正を想定した新改革プログラムを採択した。

第7章 グローバリゼーションと向き合う欧州

数年来、グローバリゼーション(globalisation)は、あらゆる討論の中に繰り返し現れるテーマである。ところで、グローバリゼーションとは何か? その結果は、どのようなか? 欧州連合が、グローバリゼーションの過程において担う役割とは何か?

1) グローバリゼーションとは何か、そして、その結果は?

グローバリゼーション(あるいは世界化)は、拡大を続ける技術的発展により促進される過程であり、市場と経済の世界的統合を内を含む。この過程は、世界的レベルでの物質的充足の向上を促した。というのは、より高い能率が、コストの削減と生産性の向上を生み出し、消費者により広い選択を提供するからである。しかし、この経済的相互依存から生じる利益は、全ての者に分配されたのではなかった。しばしば、最も多くの恩恵を享受するのは、最も豊かな国々である。

人々の目に不当に映るこの不公平な分配を抑制するため、反世界化運動が、全ての大陸において誕生した。それらのグループは、例えば、次のような別のアイデアを提案している：最貧国の負債の削減、南北間のより公平な通商取引、環境のいっそうの重視、投機的金融取引に対する課税等。

2) 欧州連合の役割とは何か？

以上の問題に直面し、欧州連合は、グローバリゼーションが効率の向上という現象に限定されず、同時に、富の公正な分配も促進すべきであることを保証しようとしている。連合は、この「倫理的グローバリゼーション」(globalisation éthique) を達成するため、幾つもの前線で行動を起こしている：開発援助、欧州の諸価値ならびに人権の保護、通商および環境。

a) 開発援助

開発政策の目標は、発展途上国における貧困の根絶ならびに世界経済への統合を促進する、持続可能な発展の奨励である。これらの経済的および社会的究極目的に、以下のような政治レベルにおける構想 (dessein) が加わる：民主主義ならびに法の支配の強化、同じく人権ならびに基本的自由の尊重。

共同体により行われる開発協力は、加盟国の政策を補完するものであり、可能な限り他の世界的レベルの出資者との政策合意の上で行われる。そうした相手としては、あるいは国 (日本、アメリカ等)、あるいは国際機関 (世界銀行、国際通貨基金等) が存する。他方、開発協力政策ならびに発展途上国に影響をおよぼす可能性のある、他の共同体政策との一貫性に対する配慮も優先されており、そうしたものの中には共通農業政策と共通通商政策が存する。

今日、欧州連合は、発展途上国の主要パートナーであり、同時に援助、通商取引ならびに直接投資と関係する取り組みを行っている。共同体と加盟国は、共同で、公的国際開発援助全体の 55% を提供している。

b) 欧州の価値と人権の保護

欧州連合は、参加する全ての国際フォーラムにおいて、欧州諸国民に共通する基本的諸価値を保護することを約束した。すなわち、自由、寛容、平等、連帯および文化的多様性の保護である。これらの原則の第三国による適用は、それらの国々と協力関係を確立する際の本質的要素であらねばならない。その経済的および政治的影響力により、連合は、民主主義と人権の安定化ならびに強化の要素となることができる。

実際、人権および基本的自由の尊重は、共通外交・安全保障政策 (PESC) の一般目標のひとつを構成する。そのため、第三国との多くの協定は、以後、法治社会、民主化、人権等に関する「政治対話」 (dialogue politique) の部分を含んでいる。この構成要素は、連合の全ての新しい戦略の中に含まれている。

c) 通商

通商は、全ての者に恩恵をもたらさなければならない。それ故、連合は、世界貿易機関 (OMC) の新たなサイクルを発展の旗印の下に置き、発展途上国が行う努力を支援する希望を持っている。そして途上国は、みずから通商の世界システムに参入し、それのもたらす可能性を活用するべく努力を行っている。それは、特に当該分野の市場へのより広範なアクセスと関係し、彼らにとり特別な利害を有する製品の場合には、投資および競争に関する新規則ならびに通商関連の大幅な技術援助と関係する。発展途上国の統合は、ドーハ宣言 (déclaration de Doha) の主導原理 (fil conducteur) として作用している。

d) 環境

我々が、気候変動ならびに地球温暖化に対して対抗できるのは、全体の合意によってのみである。それ故、欧州連合は、国際的な討論の場、特に世界貿易機関 (OMC) において主導的役割を演じている。連合は、通商ならびに環境関連の問題が取り上げられ、それへの回答をもたらすため、OMC における交渉の新サイクルが、環境上の本質的側面を含むことを願っている。選択された取り組みは、環境に名を借りた保護主義の実行を許さないようなやり方で、この問題を取り扱わなければならない。

EU は、特に通商の促進が持続可能な発展に寄与するような分野に対して、新サイクルが注意深くあることを願っている。この意味において、連合は、新サイクルの議事日程をめぐる独自提案の持続可能な発展に対する潜在的効果を検討する限りにおいて、持続可能な発展への影響力評価のお陰で、斥候の役割を果たしている。連合は、同様に、通商と環境の間関係についても解明のなされることを希望し、環境面に有利であるような規則の解釈を弁護している。

たとえ、ドーハ (Doha) 宣言が、OMC でのより活発な活動を訴える連合アピールを広く反映しているとしても、欧州連合が、ドーハで、この分野において望んでいたもの全てを獲得したわけではない。活動は、持続可能な発展の促進ならびに環境保護に向けられたものであった。

連合は、同様に、環境関連の問題に対する多面的取り組みについても理解を示す。この点に関して、ボンでの京都議定書交渉の際、欧州連合、アンブレラ・グループ (groupe Umbrella)^(註3) お

よび開発後進国グループ間の合意のお蔭で、世界の最強国アメリカの意向に反して、最後にめざましい成果が実現された。

ラーケン欧州理事会において、公的開発援助に国民総生産の0.7%を当てるとの国連の目標に、加盟各国が到達できるような方法とスケジュールを探ることを、15カ国は約束した。

第8章 ベルギー議長職の結果

1) EUは、将来、どのような進展を遂げるか？

ニース (Nice) 首脳会談において、加盟国首脳は、EUの進展に関する新たな討議を通告した。それは、連合ならびに加盟国の権限のより明確な定義、条約の簡略化および基本権憲章のEU条約への組み入れを対象としている。提起される予定の別の重要問題は、EUの諸機関に対する各国議会の役割に関するものである。

討議の3つの段階：

- ・ 2001年：スウェーデンならびにベルギーが、各国議会、世論、加盟候補国、政治経済団体、大学界および市民社会の代表を参加させる幅広い討論を奨励する。
- ・ 2002-2003年：この討論以降、スペイン、デンマーク、ギリシャおよびイタリアが、EUの発展に関連するイニシアティブを取る。
- ・ 2004年：欧州の将来に関する新たな決定を下すため、政府間会議 (CIG) が招集される。

2) 2001年7月1日から12月31日までのベルギー議長職の役割は何だったか？

2001年7月1日から12月31日まで、ベルギーは、EUの議長職を務めた。議長職は、ニースでの結論、前議長職および委員会の活動、同じく欧州建設に対するベルギーの野心的ビジョンに鼓吹され、導かれたものであった。

6カ月間、ベルギーは、幾つもの重大な挑戦と対面した。

- ・ 反テロリズムのEU行動計画作成による、9月11日の悲劇的出来事への対応
- ・ 現状管理
- ・ 欧州の将来と拡大の基礎に関する討論の開始
- ・ 住民の期待に応える計画の実施。

具体的に、この間に実現された主な前進は以下の通りである。

1. 議長職は、**信用通貨** (euro) の導入を歓迎した。それは、経済的および象徴的価値を有する歴史過程である。この導入と平行して、国境を越えるユーロでの支払いに関する指令 (directive) が採択された。
2. **拡大**をめぐり、加盟交渉は、全候補国との間で重要な前進を経験した。欧州連合は、努力を維持する限りにおいて、大多数の候補国がEUに加盟することのできる日付を初めて定めた。それらの国々は、2004年に予定されている次期欧州議会選挙にメンバーとして参加できるよう、2004年には加盟国になれるであろう。しかしながら、ラーケン (Laeken) 欧州理事会は、委員会の取り組みの妥当性を想起させ、以下の同一基盤に基づく交渉継続の決意を強調した：異なる取扱い (différenciation)、各々の功績 (mérites) ならびに遅れの挽回 (rattrapage)。
3. 連合の**対外的な側面**に関して、欧州安全防衛政策 (PESD) の分野ならびに外交政策において、幾つかの前進が見られた。

欧州安全防衛政策に関し、ラーケン欧州理事会は、作戦上の連合 (Union opérationnelle) を宣言した。このことは、連合が、以後、ペータースベルクの任務をカバーする危機管理作戦を指揮できることを意味する。

外交政策において、EUは、特にアフガニスタン紛争における国際努力に対する支援を提供した。この点に関し、連合は、人道援助に特別な恩恵を与えた。安定的で合法的かつ民主的な体制の必要、ならびに平和計画の追求における国連の優位を強調したのである。EUは、中東の和平プロセス再会の試みのための努力も惜しまなかった。アフリカの和平プロセスに対する積極的支援の枠組みにおいて、議長職のイニシアティブは、以下の有意義な前進を経験した：コンゴ人における対話支援、コンゴ共和国のための構造援助の再開、……。 (南アフリカ) ダーバン (Durban) での人種差別撤廃世界会議は、人種差別に反対する最初の国連会議であり、政治宣言および活動計画の採択を可能にした。

最後に、ドーハ会議は、通商交渉の新ラウンドの開始を可能にした、……。

4. EUを**自由・安全・司法領域**にするため、議長職は、不法移民、人身売買防止のためのさまざまな措置を講じた。

欧州食品安全機関 (Eurojust) の最終的な設置に関する合意が得られた。同じく、EUは、加盟

国間の欧州逮捕令状および身柄の引渡し手続きに関する合意を得るに至った。

5. **雇用に関して**、議長職は、加盟各国が職業訓練、報酬、労働の安全……の面で実現された前進を評価することが可能な機構を整備した。

議長職は、3つの段階（2003年、2006年、および2010年頃の全面自由化）からなる郵便業務の自由化に関する合意に達した。

テレコム・パケット（paquet télécoms）が採択された。このことは、遠距離通信業務が、今以上に欧州域内市場に定着する予定であることを意味する。

6. **健康、消費者保護、安全および生活の質に関して**、欧州食品安全局、欧州航空安全庁および欧州海上保安庁のような、新組織が創設された。

気候変動に関する第7回マラケシュ会議（conférence de Marrakech）は、成功であったと考えられてよい。しかしながら、京都議定書の批准に向けて、今後なすべき努力が残されている。

3) ラーケン宣言、宣言により設立されたコンベンションの目標とは何か？

12月14、15日のラーケン（Laeken）欧州理事会は、「ラーケン宣言」（付録参照）を採択した。この文書は、拡大ならびに欧州市民への接近を展望する、欧州連合の将来に関する討論の扉を開くものである。宣言は、一方に、EUの現状分析を含み、他方で、連合の将来に向けた一連の基本的問題を提起している。

これら全ての問題は、連合の将来に関する討論に参加する主要部分を集めるコンベンションによって研究される。コンベンションは、連合の将来に関する国内討論の結果と共に、2004年開催予定の政府間会議の討議の出発点となるべき最終文書を準備し、政府間会議が最終決定を下す。

a) 誰がコンベンションを構成するのか？

このコンベンションは、ヴァレリー・ジスカール・デスタン氏が議長を務め、G. アマート氏、J.-L. デハーネ氏の2名の副議長の補佐を得る。それは、15名（加盟各国1名）の加盟国首脳代表、30名（加盟各国2名）の加盟国議会メンバー、欧州議会の16名、委員会の2名の代表により構成される。加盟候補国は、現加盟国と同等の条件で代表を送り、さまざまな審議に加わるが、加盟国間から引き出されるコンセンサスを妨げることはできない。

コンベンションは、2002年2月28日、開会式を行った。市民を討論に参加させるため、市民社会を代表する諸団体（労使代表、非政府組織、学会、……）に向けたフォーラムが開催された。討論にはフォーラムの寄付金が与えられ、参加団体は、コンベンションから意見を聴取され諮問を受けることになっている。

b) コンベンションが検討する問題とは何か？

コンベンションは、EUの将来の発展が提起する本質的な問題を検討する。そのため、以下の3つの主要な挑戦をめぐるテーマの決定に関する全ての自由を有する。

- ・いかにして市民を欧州計画に近づけるか？
- ・いかにして拡大欧州における政治生活を組織化するか？
- ・いかにして連合を世界化に対する安定要因 (facteur de stabilisation) とするか？

かくして、着手すべき問題は以下のことと関連する。

- ・連合、加盟国および地域間における権限のより良い配分：誰が何をすべきか？
- ・連合の手段の簡略化：連合は、どのように活動し、いかなる手段を用いるべきか？
- ・より民主的で効率的かつ透明な連合：現行諸機関の民主的合法性ならびに透明性をいかに高めるか？ 各国議会の役割はどのようであるべきか？ 拡大した連合における決定プロセスの効率ならびに機関機能をいかにして向上させるか？
- ・連合憲法に向けての進展：現行条約をいかに簡略化し適合させるか？ 基本権憲章は基本条約の中に組み入れられるべきか？ これらの変化は憲法正文の採択へと到るべきか？

キーワード (訳省略)

略語 (訳省略)

〈訳 注〉

(注1) 「国連枠組み条約」(1992) (Convention-cadre des Nations Unies)：具体的には、「気候変動＝温暖化に関する条約」を示す。

(注2) 「グラン・ラック地域」(Région des Grands Lacs)：ビクトリア湖、タガニカ湖など5つの大きな湖の名に由来する地域で、ブルンジ、コンゴキンシャサ、ウガンダおよびルワンダの国々が存する。

(注3) 「アンブレラ・グループ」(groupe Umbrella)：加盟国を構成しない、非EUグループ。

（付録 1）

欧州連合基本権憲章（試訳）

前 文

欧州諸国民は、互いの中に、絶えずより緊密な連合を築くことにより、共通の諸価値に基づく平和な未来を共有することを決意した。

その精神的および道徳的遺産を自覚し、連合は、人間の尊厳、自由、平等および連帯の不可分にして普遍的な諸価値に根拠を置く。連合は、民主主義の原則と法の支配の原則に立脚する。連合は、連合市民権を創設し、自由、安全、司法領域を創造することにより、人を活動の中心に据える。

連合は、欧州諸国民の文化と伝統の多様性、ならびに加盟諸国の国民的アイデンティティーおよび、国内的、地域的、地方レベルにおける公権力機関を尊重し、これら共通価値の保存と発展に貢献する。連合は、均衡のとれた持続可能な発展を促進することを追求し、人、物、サービスおよび資本の自由移動、ならびに居住・移転の自由を保障する。

この目的のため、社会の変化、社会的進歩ならびに科学技術の発達に照らし、基本権の保護を憲章の中で一層明らかにすることにより、これを強化する必要がある。

本憲章は、共同体と連合の諸権限ならびに任務、同じく補完性原理を尊重し、加盟国に共通の憲法上の伝統と国際的義務、欧州連合に関する条約、共同体条約、人権および基本的自由の保護に関する欧州条約、共同体と欧州理事会により採択された社会憲章、ならびに欧州共同体司法裁判所および欧州人権裁判所の判例に由来する諸権利を、改めて確認する。

これら諸権利の享受は、他の個人ならびに人間社会および将来世代に対する責任と義務を伴う。

それゆえ、連合は、以下に述べる諸権利、諸々の自由ならびに諸原則を承認する。

第 1 章 尊 厳

第 1 条 人間の尊厳

人間の尊厳は、不可侵である。それは、尊重され保護されなければならない。

第2条 生命に対する権利

- 1 すべて的人是、生命に対する権利を有する。
- 2 何人も、死刑を宣告され、執行されることはない。

第3条 人の完全性に対する権利

- 1 すべて的人是、身体的および精神的完全性^(註1)に対する権利を有する。
- 2 医学および生物学の環境において、特に以下のことが尊重されなければならない。^(註2)
 - ・法により定められた様態に基づく、当事者の自由かつ明白な同意
 - ・優生学的不法行為、特に人の選抜を目的とする不法行為の禁止
 - ・人類を再生産するクローン化の禁止

第4条 拷問、および非人道的あるいは品位を傷つける取扱い、もしくは刑罰の禁止

何人も、拷問、非人道的あるいは品位を傷つける取扱い、もしくは刑罰を受けることはない。

第5条 奴隷および強制労働の禁止

- 1 何人も、奴隷および隷属の状態に置かれることはない。
- 2 何人も、強制的あるいは義務的労働の遂行を強いられない。
- 3 人身の売買は禁止される。

第2章 自由

第6条 自由および安全に対する権利

すべて的人是、自由および安全に対する権利を有する。

第7条 私生活および家庭生活の尊重

すべて的人是、私生活および家庭生活、住居ならびに通信の尊重に対する権利を有する。

第8条 個人情報の保護

- 1 すべて的人是、自己に関する個人情報の保護に対する権利を有する。
- 2 それらの情報は、公正に、特定の目的のために、当事者の同意に基づき、または法律で定められた他の合法的根拠に基づき、取扱われなければならない。すべて的人是、自己に関して収集された情報にアクセスする権利および、その訂正を得る権利を有する。
- 3 これらの規則の尊重は、独立した機関の監督下に置かれる。

第9条 結婚する権利および家庭を築く権利

結婚する権利および家庭を築く権利は、その行使を定める国内法に従って保障される。

第10条 思想、良心および宗教の自由

- 1 すべての人は、思想、良心および宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、自己の宗教あるいは信条を変える自由、ならびに個人または集団で、公的または私的に、礼拝、教育、行事および儀式の遂行により、自己の宗教あるいは信条を表明する自由を含む。
- 2 良心的拒否の権利は、その行使を定める国内法により承認される。

第11条 表現および情報の自由

- 1 すべての人は、表現の自由に対する権利を有する。この権利は、公権力の不当な干渉なしに、国境のいかんを問わず、意見の自由ならびに情報あるいは思想を受け取りまたは伝達する自由を含む。
- 2 メディアの自由ならびにその多元性は尊重される。

第12条 集会および結社の自由

- 1 すべての人は、あらゆるレベル、特に政治、組合および市民の分野における平和的集会の自由ならびに結社の自由に対する権利を有し、それは、すべての人が自己の利益擁護のために他者と団体を設立し、それに加入する権利を含む。
- 2 連合のレベルにおける政党は、連合男女市民の政治的意思の表明に貢献する。

第13条 芸術および科学の自由

芸術および科学研究は自由である。学術の自由は尊重される。

第14条 教育に対する権利

- 1 すべての人は、教育ならびに職業訓練および生涯教育を受ける権利を有する。
- 2 この権利は、無償で義務教育を受ける自由を含む。
- 3 民主主義の原理を尊重して教育施設を創設する自由、ならびに自己の宗教的、哲学的および教育的信条に合致する子供の啓発および教育を保障する親の権利は、その行使を定める国内法により尊重される。

第15条 職業の自由および労働の権利

- 1 すべての人は、労働し、自由に選択されるかまたは引き受けられた職業に従事し、かつ遂行する権利を有する。

- 2 連合のすべての男女市民は、いずれの加盟国においても雇用を求め、労働し、開業し、あるいは役務を提供する自由を有する。
- 3 加盟国の領域において労働を許可された第三国国民は、連合男女市民が享受するのと同等の労働条件に対する権利を有する。

第16条 事業の自由

事業の自由は、共同体法ならびに国内の立法および慣行に従って承認される。

第17条 所有権

- 1 すべての人は、自ら合法的に獲得した財産の所有を享受し、それらを利用し、処分し、遺贈する権利を有する。何人も、公共の利用のため、法律によって定められた場合と条件において、時宜を失することなく、その喪失に代わる正当な補償と引き換えられるのでなければ、自己の所有権を奪われることはない。財産の利用は、一般の利益に必要な限りにおいて、法律により規制される。
- 2 知的所有権は保護される。

第18条 庇護権

庇護権は、難民の地位に関する1951年7月28日のジュネーブ条約および1967年1月31日の議定書の諸規則を尊重し、欧州共同体設立条約に従って、保障される。

第19条 隔離、退去および引渡しの場合における保護

- 1 集団的強制退去は禁止される。
- 2 何人も、死刑、拷問あるいはその他の非人道的もしくは品位を傷つける取扱いあるいは刑罰を課される、深刻な危険の存在する国家に隔離され、強制退去させられあるいは引き渡されることはない。

第3章 平等

第20条 法の前平等

すべての人間は、法の前において平等である。

第21条 非差別

- 1 すべての差別、特に性、人種、皮膚の色、民族的あるいは社会的出身、遺伝的特徴、言語、宗教もしくは信条、政治的意見あるいはその他のあらゆる意見、少数民族への所属、財産、出自、障害、年齢もしくは性的指向に基づく差別は禁止される。

- 2 欧州共同体設立条約および欧州連合に関する条約の適用分野において、当該条約の特別規定を損なうことなく、国籍に基づくすべての差別は禁止される。

第 22 条 文化的、宗教的および言語的多様性

連合は、文化的、宗教的および言語的多様性を尊重する。

第 23 条 男女間の平等

雇用、労働および報酬に関するものを含め、男女間の平等は、すべての分野において保障されなければならない。平等の原則は、十分に代表されない性^(註3)のための、特別優遇措置の維持あるいは採択を妨げない。

第 24 条 児童の権利

- 1 児童は、自己の幸福に必要な保護と世話を受ける権利を有する。児童は、自由に意見を述べることができる。児童の意見は、児童に関連する主題のために、その年齢と成熟度に応じて考慮される。
- 2 公権力によるものであれ私的機関によるものであれ、児童に関するすべての活動においては、児童の優越的利益が第一義に考慮されなければならない。
- 3 すべての児童は、自己の利益に反する場合を除き、両親と個人的関係および直接的な接触を定期的に維持する権利を有する。

第 25 条 高齢者の権利

連合は、高齢者が威厳ある独立した生活を送り、社会的および文化的生活に参加する権利を有することを承認し尊重する。

第 26 条 障害者の同化

連合は、障害者が自己の自立、社会的および職業上の同化^(註4)ならびに地域の生活への参加を保障するための措置を享受する権利を承認し尊重する。

第 4 章 連 帯

第 27 条 企業内における情報と協議に対する労働者の権利

労働者またはその代表者は、共同体法ならびに国内の立法および慣行が定める場合と条件において、時宜を失することなく、適度の情報と協議を保障されなければならない。

第28条 団体交渉および活動の権利

労働者および雇用者、あるいは各々の組織は、共同体法ならびに国内の立法および慣行に従い、適度の交渉を行なって団体協定を結び、利害が対立する場合、ストライキを含め、利益保護のため団体行動に訴える権利を有する。

第29条 職業斡旋の役務を受ける権利

すべての人は、無料で職業斡旋の役務を受ける権利を有する。

第30条 不当解雇における保護

すべての労働者は、共同体法ならびに国内の立法および慣行に従って、あらゆる不当解雇に対し保護を受ける権利を有する。

第31条 正当で公平な労働条件

- 1 すべての労働者は、自己の健康、安全および尊厳を尊重する労働条件に対する権利を有する。
- 2 すべての労働者は、最長労働時間の制限、日毎および週間の休息期間ならびに年間の有給休暇期間に対する権利を有する。

第32条 児童労働の禁止および若年労働者の保護

児童の労働は、禁止される。労働許可の最低年齢は、青少年の優遇規則を侵すことなく、特例を除き、義務教育期間の終了する年齢以下であってはならない。

労働を許可された青少年は、年齢に応じた労働条件を享受し、経済的搾取あるいは自己の安全、健康、身体的、精神的、道徳的もしくは社会的発達を阻害したり、自己の教育を危険にさらす恐れのあるすべての労働から保護されなければならない。

第33条 家族生活および職業生活

- 1 家族の保護は、法的、経済的および社会的側面において保障される。
- 2 家族生活および職業生活を両立できるよう、すべての人は、出産を理由とするあらゆる解雇から保護される権利、ならびに子供の誕生あるいは養子縁組後の出産休暇および育児休暇に対する権利を有する。

第34条 社会保障および社会援助

- 1 連合は、出産、疾病、労働災害、薬物依存あるいは高齢の場合ならびに雇用を喪失した場合、共同体法ならびに国内の立法および慣行が定める様態に従って、保護を保障する社会保障給付

および社会奉仕を受ける権利を承認し尊重する。

- 2 連合内に合法的に居住し移動するすべての人は、共同体法ならびに国内の立法および慣行に従って、社会保障給付および社会的優遇措置を受ける権利を有する。
- 3 社会的排除ならびに貧困を防止するため、連合は、十分な財力を持たないすべての者に、共同体法ならびに国内の立法および慣行に従って、品位ある生存を保障するための社会援助および住宅扶助を受ける権利を承認し尊重する。

第 35 条 健康保護

すべての人は、国内法ならびに慣行が定める条件において、予防医療に同意し治療を受ける権利を有する。人の健康の高水準における保護は、連合のすべての政策と活動の定義ならびに実行において保障される。

第 36 条 一般的経済利益役務へのアクセス

連合の社会的および地理的結束を促進するため、連合は、欧州共同体設立条約に従い、国内法ならびに慣行が定める一般的経済利益役務へのアクセスを承認し尊重する。

第 37 条 環境保護

高水準の環境保護およびその質的向上は、持続可能な発展の原則に従い、連合の政策に組み入れられ、保障されなければならない。

第 38 条 消費者保護

高水準の消費者保護は、連合の政策において保障される。

第 5 章 市民権

第 39 条 欧州議会選挙における選挙権および被選挙権

- 1 連合のすべての男女市民は、本人の居住する加盟国において、当該国所属民と同一の条件で、欧州議会選挙における選挙権および被選挙権を有する。
- 2 欧州議会議員は、自由かつ秘密の直接普通選挙により選出される。

第 40 条 地方議会選挙における選挙権および被選挙権

連合のすべての男女市民は、本人が居住する加盟国において、当該国所属民と同一の条件で、地方議会選挙における選挙権および被選挙権を有する。

第41条 善良な行政に対する権利

- 1 すべての人は、自己に関する事柄が、公正、公平かつ合理的期間内に、連合の機関ならびに組織により取り扱われる権利を有する。
- 2 この権利は、特に次のものを含む。
 - ・不利益に作用する恐れのある個別的措置が、意に反して取られる前に意見を聞かれる、すべての人の権利
 - ・守秘性、職業上の秘密および取引の合法的利益を尊重し、自己に関する書類にアクセスする、すべての人の権利
 - ・決定理由を説明する行政の義務。
- 3 すべての人は、加盟国の法に共通の一般原則に従い、職務の実行において機関あるいは職員により引き起こされた損害に対し、共同体による賠償を求める権利を有する。
- 4 すべての人は、条約語のひとつを用いて連合の機関に照会し、同一言語による回答を受け取る権利を有する。

第42条 文書にアクセスする権利

連合のすべての男女市民、あるいは加盟国に居住するか、規定にかなう本拠を有するすべての自然人または法人は、欧州議会、理事会および委員会の資料にアクセスする権利を有する。

第43条 オンブズマン (médiateur)

連合のすべての男女市民、あるいは加盟国に居住するか、規定にかなう本拠を有するすべての自然人または法人は、裁判職務を実行する司法裁判所および第1審裁判所を除き、共同体機関あるいは組織の活動において悪しき行政が行われた場合、連合オンブズマンに付託する権利を有する。

第44条 請願権

連合のすべての男女市民、あるいは加盟国に居住するか、規定にかなう本拠を有するすべての自然人または法人は、欧州議会に対する請願権を有する。

第45条 移動および滞在の自由

- 1 連合のすべての男女市民は、加盟国の領域を自由に移動し滞在する権利を有する。
- 2 移動および滞在の自由は、欧州共同体設立条約に従って、加盟国の領域に合法的に居住する第三国所属民に対して認められる。

第 46 条 外交的および領事的保護

連合のすべての市民は、自己が所属する加盟国が代表を置いていない第三国の領域において、いずれかの加盟国の外交および領事当局による保護を、当該国国民と同一の条件において、享受する。

第 6 章 司 法

第 47 条 効果的救済を求め公平な裁判を受ける権利

連合法により保障された諸権利ならびに自由を侵されたすべての人は、本条に定められた条件を尊重し、法廷の前に効果的救済を求める権利を有する。

すべての人は、法により予め設けられた、独立にして公正な法廷において、公平にして公開で、合理的期間内に訴訟の審理されるよう求める権利を有する。すべての人は、助言を受け、弁護され代理されることができる。

法的扶助は、司法へのアクセスの有効性を保障するのに当該扶助が必要な限りにおいて、十分な財力を持たない者に対して与えられる。

第 48 条 無罪の推定および弁護権

- 1 すべての被告人は、自己の有罪が法的に確定するまで、無罪と推定される。
- 2 弁護権の尊重は、すべての被告人に対して保障される。

第 49 条 犯罪および刑罰の適法性と均衡性の原則

- 1 何人も、それが犯された時、国内法あるいは国際法に照らして犯罪を構成しない作為もしくは不作為により、有罪とされることはない。同様に、犯罪が犯された時点で適用可能であった以上に重い、いかなる刑罰も課されることはない。もし、犯行後、法律が、より軽い刑罰を定める場合、その刑罰が適用されなければならない。
- 2 本条は、それが犯された時点で、国際社会全体によって承認された一般原則に照らして犯罪を構成する作為もしくは不作為により有罪とされた犯人の裁判および懲罰を侵害しない。
- 3 刑罰の厳しさは、犯罪に対し不均衡であってはならない。

第 50 条 同一違犯で、再度刑事上の判決あるいは刑罰を受けない権利

何人も、法に基づく最終の刑事裁判により、連合内ですでに無罪あるいは有罪を宣告された犯罪のために、起訴あるいは懲罰を受けることはない。

第7章 一般規定

第51条 適用範囲

- 1 本憲章の諸規定は、補完性原理を尊重して、連合の諸機関と組織を対象とし、同じく連合法が適用される場合に限り、加盟国を対象とする。従って、加盟国は、各々の権限に基づいて諸権利を尊重し、諸原則を守り、その適用を促進する。
- 2 本憲章は、共同体および連合のための、いかなる新たな権限と任務も創設せず、条約により定められた権限と任務を変更することはない。

第52条 保障された諸権利の適用範囲

- 1 本憲章により承認された諸権利ならびに自由の行使に対するすべての制限は、法によって予め定められていなければならない。当該権利および自由の本質的内容を尊重するものでなければならない。制限は、均衡の原則を尊重し、それが必要であり、連合により承認された一般的利益目的あるいは他者の権利ならびに自由の保護の要求に効果的に答えるのでなければ、行われない。
- 2 その根拠を共同体条約もしくは欧州連合に関する条約に見出すところの、本憲章により承認された諸権利は、条約により定められた条件および制限の中において行使される。
- 3 本憲章が、人権および基本的自由の保護に関する欧州条約により保障された権利に対応する諸権利を含む限り、それらの意味と適用範囲は、当該条約が与えるものと同一である。この規定は、連合法が、より広汎な保護を容認することを妨げない。

第53条 保護の水準

本憲章のいかなる規定も、各々の適用分野において、連合法、国際法、ならびに連合、共同体あるいは全加盟国がその当事者である国際協定、特に人権および基本的自由の保護に関する欧州条約、同じく加盟国憲法により承認された人権および基本的自由を制限もしくは侵害するものと解されてはならない。

第54条 権利濫用の禁止

本憲章の諸規定のいかなるものも、本憲章において承認された権利あるいは自由の破壊、または本憲章により想定された以上に広汎な権利および自由の制限を狙いとする活動に従事し、あるいは行為を遂行する何らかの権利を伴うものと解されてはならない。

〈訳 注〉

（註1）「完全性」，原語は *intégrité*。

（註2）欧州共同体の「官報」には4つの項目が挙げられており，本試訳の原典では，3番目の次の項目が落ちている。念のため，追加訳を注として記しておく。

「・人体およびその部分を利潤の源泉とすることの禁止」： *l'interdiction de faire du corps humain et de ses parties, en tant que tels, une source de profit,*

（註3）「十分に代表されない性」，原語は *sexe sous-représenté*。

（註4）「同化」，原語は *intégration*。

(付録2)

欧州連合の将来に関するラーケン宣言 (試訳)

I. 岐路に立つ欧州

何世紀もの間、諸国民と国家は、戦争と武器により欧州大陸の支配を確かにしようとしてきた。血なまぐさい2度の戦争と、世界における地位の凋落により弱化した大陸において、強くて統一された欧州の夢は、平和と協議によってしか実現されないという考えが広まった。過去の悪魔を決定的に征服するため、人々は石炭・鉄鋼共同体を創設することから始め、それに農業などの他の経済活動が加わった。結局、商品、人、サービスおよび資本と関連する真の単一市場が設立され、それに1999年、単一通貨が加わることになった。2002年1月1日、ユーロが、欧州市民3億人の日々の現実の一部をなすようになる。

欧州連合は、従って、徐々に創設された。当初は、何よりも経済的および技術的協力が課題であった。20年前、欧州議会初の直接選挙が、共同体の民主的合法性を著しく強化したが、それまでは理事会が、その唯一の委任機関であった。最近の10年で、政治的統一が実行に移され、社会政策、雇用、庇護、移民、警察、司法、外交政策ならびに安全と防衛に関する共通政策の分野において、協力が開始された。

欧州連合は成功である。半世紀以上前から、欧州は平和に暮らしている。北米ならびに日本と共に、連合は、地球で最も繁栄している3つの地域のひとつである。メンバー間の連帯と経済成長の成果の正当な配分のお蔭で、生活水準は、連合の最も力の弱い地域において著しく向上し、それらの地域は遅れの大部分を取り戻した。

誕生から50年後、連合は、しかしながら存在の岐路、転回点に近づいている。欧州の統一が間近に迫っているのである。連合は、主に中・東欧の新たな10以上の加盟国に対して開かれようとしており、第2次世界大戦とその後の欧州の人為的分割という、歴史の最も暗いページの1枚をめくろうとしている。欧州は遂に、流血なしに大家族になろうとしている。この真の変化には、50年前、6カ国がそのプロセスを開始した時に従ったのとは別の取り組みが求められることは言うまでもない。

欧州の民主的挑戦

欧州は、同時に、二重の挑戦に直面している。ひとつは内部におけるもの、他は国境外におけるものである。

連合内において、欧州は、欧州諸機関と市民を近づけなければならない。確かに、市民は、連合の主要な目標に賛成はしているが、必ずしもそれらの目標と連合の日常活動との関係を実際に目にしているわけではない。市民は欧州機関に対し、鈍重さと硬直性を少なくし、特に効率と透明性を高めるよう求めている。多くの人々は、同様に、連合はもっと具体的関心事に取り組むべきであり、物事の細部にまで干渉するよりも、その性質に応じて、加盟国や地域の選ばれた人達に任せるべきだと思っている。幾らかの人々は、こうした姿勢を自分達のアイデンティティー (identité) に対する脅威とさえ感じている。しかし、恐らくより重要なことであろうが、市民は、総てが自分達の知らないうちに決定され過ぎていると思い、民主的なより良い監視を求めている。

世界化する環境における欧州の新たな役割

国境外において、欧州連合は、同じく迅速で世界化する変化渦中の環境と直面している。ベルリンの壁の崩壊後、人々は、一時、紛争のない安定した世界秩序の中で長く暮らすことができると信じた。人権が、その基礎をなす筈であった。しかし数年後、その確信は消え去った。9月11日の出来事が、我々の目を荒々しく開かせた。敵対する勢力は、姿を消してはいなかった。宗教的狂信、民族ナショナリズム、人種差別、テロリズムが激しさを増し、地域紛争、貧困ならびに後進性によって養われ続けている。

このように変貌した世界における欧州の役割とは何か？ 遂に統一された今、欧州は、新しい世界秩序の中で主要な役割、世界地図の安定装置としての役割を果たし、多くの国々と民族の目標となるような、大国の役割を果たすべきではないだろうか？ 欧州、すなわち大憲章 (Magna Carta)、権利章典、フランス大革命、ベルリンの壁の崩壊からなる人間的諸価値の大陸。自由、連帯、特に多様性からなる大陸、それは他者の言語、伝統および文化の尊重を意味する。欧州連合が線引きする唯一の国境は、民主主義と人権の国境である。連合は、自由選挙、少数民族の尊重および法の支配といった、基本的諸価値を尊重する国々に対してのみ開かれる。

冷戦が終結し、同時に、地球化し分裂した世界に人々が住むようになった今、欧州が、グローバル化の舵取りに責任を果たすべき時がきた。欧州が果たすべき役割とは、あらゆる暴力、テロ、狂信主義との戦いに敢然と赴き、しかしながら世界に存在する弾劾すべき不正に目をつむらない大国の役割である。要するに、富める国のためのみならず、最貧国のためにも利益が生み出されるよう世界関係を進展させようとする大国の役割である。倫理規則に基づいて世界化の骨組みを作ろうとする、すなわち連帯と持続可能な発展の中にそれを根付かせようとする大国である。

欧州市民の期待

民主的で世界と一体化した欧州像は、完全に市民の願望と一致している。市民は、連合がさらに大きな役割を果たすよう願っていることを度々表明したが、そうした分野として、司法、安全保障、国境を越える犯罪、移民流動の抑制、庇護申請者および周辺紛争地域からの避難民の受け入れがある。市民は同様に、雇用、貧困および社会的排除に対する戦い、ならびに経済的および社会的結束の分野における成果を求めている。市民は、汚染、気候変動、食品の安全に対する共同の取り組みを要求している。要するに、市民が直感的に、協力によってしか立ち向かうことができないと感じる、国境を越える全ての問題に対する取り組みである。市民は、全く同様に、域外問題、安全および防衛に対し、より深く欧州が関わってゆくことを望んでいる。換言すれば、市民は、欧州内とその周辺、および世界の他の部分を覆う火種と戦うために強化された、より調和ある活動を求めている。

同時に、この同じ市民は、連合の活動が行き過ぎており、他の多くの分野において官僚的行動が目にも余るとも思っている。域内市場と単一通貨の順調な機能は、経済的、財政的および税務上の環境調整のかなめとして留まるべきで、加盟国の特性が危険に曝されることがあってはならない。国内的および地方的な差異は、しばしば歴史あるいは伝統の所産である。差異は、繁栄を促す力になりえる。換言すれば、“公務の健全経営”により市民が理解するのは、新たな好機の創出であり、新たな厳格さではない。市民が期待するのは、より多くの成果と、具体的問題に対するより良い答えであり、欧州的“超国家”でも、全てに介入する欧州機関でもない。

要するに市民は、明快で透明、効率的かつ民主的に展開される共同体の取り組みを求めているのである。欧州を、世界の将来のための灯台にするような取り組みである。より多くの雇用、より質の高い生活、犯罪の減少、質の高い教育、より良い健康管理によって示される、具体的結果をもたらす取り組みである。欧州が、その目的のために原点に立ち返り、改革されなければならないことは疑いない。

II. 新生の連合における挑戦と改革

連合は、より民主的で透明かつ効率的にならねばならない。そして連合は、以下の3つの基本的挑戦に応じなければならない。すなわち、いかにして、市民、何よりも青年と欧州計画および欧州機関を近づけるか？ いかにして、拡大欧州における政治生活と欧州政治圏を組織化するか？ いかにして、連合を新しい多極世界における安定要因と目標にしてゆくか？ 答えを見つけるには、的を絞った一連の質問をしなければならない。

欧州連合における権限のより良い配分と定義

市民は、しばしば、必ずしも答えてもらえない期待を欧州連合に対して抱く。そして逆に、時々、必ずしもその介入が不可欠でない分野において、連合が介入し過ぎるとの印象を抱く。従って、連合が直面する新たな挑戦に照らし、連合と加盟国間の権限の配分をより明確にし、簡略化し、調整しなければならない。そのためには、加盟国に幾つかの任務を復活させると共に、連合に新たな使命を託したり、あるいは現行の権限を拡大することが可能である。その際、決して加盟国間の平等と連帯を見失うことがあってはならない。

なすべき最初の一連の質問は、権限の配分をより透明化する方法に関するものである。我々は、そのために、3つのタイプの権限、すなわち連合の排他的権限、加盟国の権限、および連合と加盟国の共有権限との間に、より明確な区別を立てることができるであろうか？ どのレベルにおいて、権限は最も効果的に行使されるのか？ どのように、補完性の原理をここに適用すべきか？ 条約が連合に与えない全ての権限は、専ら加盟国に属することを明確にすべきではないか？ そこから出てくる結果はどのようなか？

別の一連の質問の目的は、この新らしくなった枠組みとアキ・コミュノテールを遵守する中で、諸権限の調整を行うべきかどうかを検討することである。いかにすれば、市民の期待が、この目的のための主導原理になれるか？ そこから、いかなる使命が、結果として連合に発生してくるか？ また逆に、どのような任務を、加盟国に残しておくのが好ましいか？ さまざまの政策からなる条約に、加えるべき必要な修正とは何か？ 例えば、より一貫した共通対外政策ならびに防衛政策を、いかにして作成するか？ ペータースベルクの任務 (missions de Petersberg) は、再度実行すべきか？ 警察と刑事の協力に関し、より統合された取り組みの採択を求めるのか？ いかにして、経済政策の連携を強化するか？ いかにすれば、社会への同化、環境、健康、食品の安全の分野における協力を強化することができるか？ 反対に、日常の運営および連合政策の実施については、より明確に加盟国に、そして憲法がそのように想定する場合には、地域に任せられるべきではないか？ 加盟国と地域は、自分達の権限が影響を受けることはないという保証を得るべきではないか？

最後に、権限の新たな配分が、連合の権限の密かな拡大に至らないこと、あるいは配分が、加盟国、および場合によっては地域の、排他的権限に属する分野を侵害しないこと、以上をいかに保証するかの問がなされる。また同時に、欧州の活力が衰退することのないようにするには、いかなる監視を行うべきか？ 確かに、将来においても、連合は、新たな挑戦と発展に答え、新たな活動分野を探ることができるのでなければならない。そのためには、判例に照らして、条約の95条および308条を見直すべきであろうか？

連合の手段の簡略化

誰が何をするのかを知るだけが、唯一重要な問題であるわけではない。連合がどのように活動し、どのような手段を用いるのか決定することも、同様に重要である。条約のあいにく修正が、そのつど、手段の増加をもたらした。やがて指令(directives)が漸次発展し、次第により詳細な法的措置となった。従って、連合のさまざまな手段が、もっと良く確定されるべきではないか、そして、その数を削減すべきでないかを問うことが大切である。

換言すれば、法的措置と執行措置との間に、区別を設けるべきではないか？ 法的手段、すなわち直接的規範(normes directes)、枠組み法(législation-cadre)および拘束力を有さない手段(=意見(avis), 勧告(recommendations), 開かれた連携(coordination ouverte))の数を削減すべきではないか？ 政策目標の実現に当たり、加盟国により多くの自由を認める枠組み法に、今以上に頻繁に頼ることが望ましいかどうか？ 開かれた連携と相互承認は、いかなる権限にとり最も適切な手段であるのか？ 均衡の原則は、今後も基本原則であり続けるのか？

欧州連合における更なる民主主義、透明性および効率

欧州連合は、その合法性を、それが伝えるところの民主主義的価値、追求するところの目標、ならびに行使するところの権限と手段から得ている。しかしながら、欧州計画は、同様に、その合法性を、民主的で透明かつ効率的な諸機関からも引き出している。各国議会も、欧州計画の合法化に貢献する。ニース条約に付属の、連合の将来に関する宣言は、欧州建設におけるその役割を検討する必要性を強調した。より一般的には、欧州の公的空間の創造に向けて、我々が発揮することのできるイニシアティブは何なのか問うてみるのが望ましい。

なされるべき最初の質問は、いかにすれば、現行諸機関の民主的合法性ならびに透明性を高めることができるかを知ることであり、それは、3つの機関についても有効である。

人は、いかにして欧州委員会の権威と効率を高めることができるか？ 委員会委員長は、どのようにして指名されるべきか。欧州理事会によってか、欧州議会によってか、あるいは市民による直接選挙によってか？ 欧州議会の役割は、強化すべきか？ 共同決定権は、拡大すべきか否か？ 欧州議会議員の選挙方法は、見直すべきか？ 欧州選挙区を創設すべきか、あるいは国内レベルで定められた選挙区を維持して行くべきか？ 2つの制度を組み合わせることはできるのか？ 理事会の役割は、強化すべきか？ 理事会は、必要な場合、立法機関と同様のやり方で、執行権の枠内において介入すべきか？ いずれにせよ、透明性を高めるため、理事会が立法機関として活動する際は、会期を公開とすべきか？ 市民は、理事会資料にもっとアクセスすべきか？ 最後に、いかにして、機関相互の均衡と統制を保障してゆくか？

第2の質問は、同じく民主的合法性と関係し、各国議会の役割に関するものである。各国議会は、欧州理事会および欧州議会とは別に、新たな機関において代表されるべきか？ 各国議会は、欧州議会が権限を有さない欧州活動の分野において役割を果たすべきか？ 各国議会は、例えば補完性の原理を尊重する先行統制により、連合と加盟国間の権限の配分に集中すべきか？

なされるべき第3の質問は、約30の加盟国からなる連合諸機関の、決定過程の効率と機能の改善方法に関するものである。連合は、いかにすれば、その目標と優先事項をより良く定め、より優れた実施を確実にすることができるか？ 今より多くの特定多数決が必要か？ いかにして、欧州理事会と議会間の共同決定手続きを簡略化し迅速化するか？ 連合議長職の半期の輪番制は、維持することが可能か？ 欧州議会の将来の役割とは何か？ 理事会のさまざまな組織の役割と機構は、将来どうなるのか？ さらに、いかにして、欧州外交政策の一貫性を高めるか？ いかにして、上級代表とこれらの質問に対する権限を有する委員との間の協同作用を強化するか？ 国際的な囲い (enceintes internationales) の中における連合の代表は、さらに強化すべきか？

欧州市民のための憲法への道

欧州連合は、現在4つの条約と共に機能している。連合の目標、権限および政治的手段は、それら条約全体の中に分散している。もし、より高い透明性を求めるとすれば、簡略化が不可欠である。

この点に関し、4つの一連の質問をすることができる。第1の質問は、内容の変更を伴わない、現行条約の簡略化に関するものである。連合と共同体間の区別は、見直すべきか？

3本の柱への区分は、どう扱うべきか？

次に、条約の可能な再整備につき、よく考えてみななければならない。基本条約とその他の条約規定との区別を行うべきか？ その区別は、正文(textes)の分離によって具体化されるべきか？ そのことは、基本条約およびその他の条約規定に対する、修正および批准手続き間の区別へと到るか？

次に、基本権憲章は、基本条約の中に組み入れられるべきかどうか、そして欧州共同体の欧州人権条約への加盟についてはどうか、問われなければならない。

最後に、この簡略化ならびに再整備が、期限には憲法正文の採択に至るべきかどうかの間がなされる。こうした憲法の本質的要素は、果たしてどうあるべきか？ 連合が固執するところの諸価値か、市民の基本権と義務か、連合内における加盟国の関係か？

III. 欧州の将来に関するコンベンションの招集

可能な限り広範で透明な次期政府間会議の準備を確実にするため、欧州理事会は、連合の将来に関する討論の主要関係者を集めるコンベンションの招集を決定した。これまでのことに鑑み、このコンベンションは、連合の将来の発展が提起するであろう本質的問題を検討し、可能なさまざまな答えを探求することを任務とする。

欧州理事会は、M.V. ジスカール・デスタン氏をコンベンション議長に、MM.G. アマート氏ならびに J.L. デハーネ氏を副議長に指名した。

構成

議長および副議長2名の他に、コンベンションは、(加盟各国1名の)加盟国国家首脳あるいは政府の長15名、(加盟各国2名の)各国議会議員30名、欧州議会議員16名および委員会代表2名から構成される。加盟候補国は、完全に平等にコンベンションの作業に参加する。候補国は、(政府代表1名ならびに各国議会議員2名の)現加盟国と同等の条件で代表され、討議に参加するが、加盟国間から引き出される合意 (consensus) を妨げることはできない。

コンベンションの成員は、本人欠席の場合以外、代理人に代わることはできない。代理人は、実効成員と同様の方法で指名される。

コンベンション理事会 (praesidium) は、コンベンション議長、副議長2名、(コンベンション期間中に欧州理事会議長を務める全政府代表、各国議会代表2名、欧州議会議員代表2名および欧州委員会代表2名の) コンベンションからの9名により構成される。

オブザーバーとして、経済社会理事会代表3名、欧州労使代表3名、そこに、地域、町、立法権を付与された地域、以上の中から地方委員会により指名された代表6名が、地方委員会の名において加わり、同様に欧州オンブズマン (médiateur européen) も加わる。司法裁判所所長ならびに会計検査院院長は、理事会 (praesidium) の招請に基づき、コンベンションの前で意見を述べることができる。

作業の期間

コンベンションは、2002年3月1日に開会式を開催する予定である。その折に、理事会の指名を行い、作業方法を決定する。作業は、コンベンション議長がその結果を欧州理事会に発表できるよう、期限通り、1年後に完了の予定である。

作業の方法

議長は、公開討論から教訓を得て、コンベンションの作業開始に向けた準備を行う。理事会が推進役を務め、コンベンションのために作業の初期基盤を提供する。

理事会は、欧州委員会総局ならびに、探究することが有益と判断される全ての専門的な問題における任意のエキスパートに諮問することができる。理事会は、特別作業部会を創設することができる。

欧州理事会は、コンベンションの作業の進捗状況につき情報を受け取る態勢をとる。コンベンション議長は、各欧州理事会において、作業の進捗状況につき口頭で報告を行い、このことは同時に、国家首脳あるいは政府の長の見解を収集することを可能にする。

コンベンションは、ブリュッセルに招集される。コンベンションの討論と公式文書全体は、公開される。コンベンションは、連合の11の作業言語で作業を行う。

最終文書

コンベンションは、さまざまな問題を検討する予定である。最終文書を作成し、文書には、あるいは得られた支持の明確化によるさまざまな選択 (options) が、あるいは合意を得られた場合には、勧告 (recommandations) が含まれる筈である。

連合の将来に関する国内討論の結果と共に、最終文書は、最終決定を下すことになる政府間会議の議論の出発点として役立つであろう。

フォーラム

討論を広め、そこに市民全体を参加させるため、フォーラムが、(労使代表、経済界、非政府組織、学会等の) 市民社会を代表する団体に向けて開かれる予定である。コンベンションの作業情報を定期的に与えられている団体のネットワークに向けたものである。討論には、フォーラムの寄付金が与えられることになっている。団体は、理事会が決定する方式に従い、個別テーマに関する意見を聴取され諮問される。

事務局

理事会 (Présidium) は、欧州理事会事務総局 (Secrétariat général du Conseil) により保障された、コンベンション事務局 (Secrétariat du Convention) により補佐される。欧州委員会および欧州議会の専門家が、その一員をなす。

(訳者付記) 翻訳許可を与えていただいたベルギー王国政府外務省，ならびに適切な助言をいただいた同僚教員諸氏に謝意を表します。

本訳業は平成14年度北海学園学術助成（総合研究）の事業によるものです。